

令和4年10月28日

市政記者クラブ 様

子ども青少年局子ども未来企画部
子ども未来企画室 担当：榛村・梅溪
(電話：972-2522)

「^{カフ}寡夫世帯への貸付事業」を開始します

「寡夫世帯への貸付事業」につきまして、下記のとおり事業を開始しますので、お知らせいたします。

記

1 事業の趣旨

寡夫世帯に対し、国制度である母子父子寡婦福祉資金と同内容の寡夫福祉資金を貸し付けることにより、経済的自立と生活意欲の助長を図る名古屋市独自の貸付制度である。

2 事業内容

(1) 対象者

- ・子が20歳以上になった父子家庭の父またはその扶養している子
- ・40歳以上の配偶者のない男子（婚姻歴のある者に限る）またはその扶養している子

※現に扶養する子のいない方には所得制限有

(2) 資金の種類

修学資金、就学支度資金など、12種類
(内容等は別紙)

(3) 申請手続

お住いの区役所民生子ども課、支所区民福祉課で申請書と必要書類（戸籍謄本、印鑑登録証明書等）を提出、面接を実施した上で貸付を決定する。

(4) 事業開始

各区役所・支所での事前相談を令和4年11月から開始する。申請受付、貸付決定は令和5年1月以降に実施する。